事業所名における「安全・サービス提供管理委員会」設置要項

（目的）

1. 指定療養通所介護事業所「事業所名」が、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、安全・サービス提供管理委員会（以下「安全委員会」という）を設置する。

（組織）

1. 指定療養通所介護事業所「事業所名」は、安全委員会の委員を委嘱し、当該委員会を開催する。

（構成）

1. 委員会の構成員は、次の各号のとおりとする。
	1. ○○医院　　　　　　院長　　○○　○○
	2. ○○地域ケアプラザ　所長　　○○　○○
	3. ○○事業所　　　　　管理者　○○　○○

（任期）

1. 委員の任期は２年とする。ただし、再任は妨げない

（会議の開催）

1. 安全委員会は、６月に１回以上開催する。ただし、事務局は、必要に応じ委員会を招集することができるものとする。また、安全委員議事録を作成し、完結の日から２年間保存する。

（協議事項）

1. 安全委員会は、第１条の目的を達成するため、次の事業を協議する。
	1. 療養通所介護の運営に関する事項
	2. 事故事例等、安全管理に必要なデータの収集
	3. 事故事例等、安全管理に必要なデータを踏まえ、療養通所介護における安全かつ適切なサービス提供を確保するための方策の検討
	4. その他、事務局が特に必要と認める事項

（事務局）

1. 安全委員会の事務局は、当該療養通所介護事業所の施設内に置き、安全委員会の開催通知、協議資料及び議事録等の作成及び文書管理等必要な事務を行う。

付則

　　　　この要項は、令和○年○月○日から施行する。